

授業料以外の教育費を支援！

返還
不要

高校生等

奨学給付金

～前倒し給付のご案内～

福岡県では、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、修学旅行費、PTA会費など）を支援する高校生等奨学給付金を支給しています。

年度当初に負担が大きい新入生に対して、**4月～6月分給付額を前倒し**して給付することが可能で、特に「家計急変」に該当する場合は、事前に御準備をお願いします。

※所得など複数の要件があります。要件に該当する方のみ支給の対象です。

※この高校生等奨学給付金は、生活保護における収入認定から除外されます。

家計急変の場合

どんな人が対象？

入学日前に、離職などにより家計が急変した世帯

2 詳しくは
ページへ

通常の場合

どんな人が対象？

生活保護(生業扶助)受給者、または、非課税の世帯

3 詳しくは
ページへ



問合せ先

福岡県教育庁教育総務部財務課学校予算係

電話092-643-3866

授業料以外の教育費を支援！

返還
不要

高校生等 奨学給付金

福岡県では、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、修学旅行費、PTA会費など）を支援する高校生等奨学給付金を支給しています。

■ 対象となる世帯は？

世帯の状況（当該年度7月1日現在）が、次の①～③全てに該当する世帯

①生活保護（生業扶助）受給世帯

又は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯

②保護者（親権者）が福岡県内に住所を有する

③高等学校等に在学している

※この奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。

■ 生徒1人あたりの支給額は？

世帯区分	生徒区分	給付額 (国公立)	給付額 (私立)
生活保護（生業扶助） 受給世帯	全日制・定時制・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 (道府県民税所得割額及び 市町村民税所得割額)	全日制・定時制	第一子	114,100円
		第二子	143,700円
	通信制、専攻科	50,500円	52,100円

※当該年度7月1日現在の世帯の状況に応じ、高校生等1人につき上記の金額が年額で支給されます。
※金額は、令和4年度の実績

■ 奨学給付金を受けるには？

高等学校等入学後、各学校で手続きが必要です。

○申請書の配布や手続きについての詳しい説明は、入学後、各学校で行います。

○支給は、令和5年7月以降の手続き完了後です。

※上記の内容は、国の制度改正等により変更となることがあります。



公立高校等担当

福岡県教育庁教育総務部
財務課学校予算係
092-643-3866



私立高校等担当

福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局私学振興課私学第三係
092-643-3139